

10月7日 元気ぴんぴん教室のみなさんが議場見学に来てくれました



第6回
定例会
 9月6日
 ~ 27日

平成23年第6回定例会は9月6日に招集され、一般質問、案件を審議し、27日に閉会しました。審議された内容は次のとおりです。

行政報告

■8月6、7、14、16日の集中豪雨による被害状況について
 ■9月2、6日の台風12、13号による被害状況について
 町より台風被害状況の報告がありました。

条例

■上士幌町農業後継者奨学資金支給条例の一部を改正する条例の制定について
 (社)北海道農業担い手センターの名称変更に伴う条文の改正をしました。

報告

平成22年度各会計歳入歳出決算を認定しました。
 ■平成22年度財政健全化判断比率の報告
 ■平成22年度公営企業資金不足比率の報告
 (広報かみしほろ10月号の平成22年度財政健全化判断比率・公営企業資金不足比率をご覧ください。)
 ■例月出納検査報告
 監査委員から平成23年5月、平成23年7月の出納検査の結果、いずれも相違ないことを確認したとの報告がありました。

意見書

■2012年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の2分の1復元等教育予算の拡充を求める意見書の提出について
 ■所得税法56条及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について

■上士幌町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
 地方自治法で策定義務がなくなった「総合計画の基本構想」を今後も議決事項とするため制定しました。
 ■災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 災害弔慰金支給対象である遺族の範囲を兄弟姉妹まで拡大する改正をしました。

PR
 あなたの町政です
議会を傍聴しましょう
12月定例会(予定)
 6日 7日 22日
議事の進行により休会になる場合があります。

一般議案

■工事請負契約の変更について
 地方自治法に基づき、上士幌地区ふるさと農道緊急整備事業道路新設工事の契約金額の変更(変更前4859万4千円↓変更後

■森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出について
 ■平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書の提出について
 ■原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書の提出について
 以上5件の意見書を可決し、関係行政庁等に送付しました。
 ※「原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書」の内容について、下記のとおり全文を掲載します。

5113万5千円)をするため可決しました。
 ■工事請負契約の変更について
 地方自治法に基づき、北門地区農道改良舗装工事の契約金額の変更(変更前5827万5千円↓変更後6151万9千5百円)をするため可決しました。

予算

■平成23年度上士幌町一般会計補正予算(第5号)
 総額から1億8738万1千円を追加し、57億7723万5千円となりました。
 ■平成23年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 総額から780万6千円を追加し、7億6909万5千円となりました。
 ■平成23年度上士幌町水道事業特別会計補正予算(第1号)
 総額から72万8千円を追加し、2億3369万7千円となりました。

決算

■平成22年度一般会計歳入歳出決算の認定
 ■平成22年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
 ■平成22年度水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
 ■平成22年度老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
 ■平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
 ■平成22年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
 ■平成22年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書

2011年3月11日に発生した東日本大地震によって、被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、大量の放射能が漏れだす重大事故が発生しました。地域住民の生活に今なお多くの人々が避難生活を強いられ、避難地域以外の住民も通常より高い放射線の中で生活しています。特に、子どもたちにとって、放射能の影響が心身発達の上でも心配されます。子どもの未来に「負の遺産」を残さないためにも早急な対策が必要です。
 今回の事故で地域住民・地域社会の被害は甚大であり、中でも農畜産業や水産業・観光業などの被害は大きく、福島県やその近隣だけでなく国内産業に大きな影響が出ています。
 この度の重大事故は、原子力発電所の「安全神話」が崩壊し国民の信頼を大きく失うものであります。
 原子力発電に依存したエネルギー政策を改め、再生可能な自然エネルギー活用への計画的転換を推進するために、下記事項について強く要望致します。

- 記
- 1 国民が安心できる安全優先の原子力政策に転換(脱原発)すること
 - 2 原子力発電依存から、水力、太陽光、太陽熱、風力、火力、地熱、波力、潮力、バイオマスなど、再生可能な自然エネルギー利用を推進すること
 - 3 未来ある子どもたちに、安心・安全なエネルギー政策を推進すること
 - 4 国民に限りある電力資源の実態を広報・啓蒙し、節電社会を推進すること
 - 5 緊急時計画区域(E P Z)の拡大を含め、原子力防災に関する指針の抜本的な見直しを行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月27日 北海道河東郡上士幌町議会議長 杉山幸昭

意見書送付先……衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、環境大臣

Q 質問

議員から

一般質問

町理事者へ

A 回答

一般質問等の内容が全文掲載された議事録については、図書館にて閲覧できます。

産業振興について

山本 裕吾 議員



- ①国 の 今 後 の 動 向 を 踏 ま え た 畑 作 振 興 は。
- ② T M R 事 業 と ナ イ タ イ 高 原 牧 場 と 農 協 と の 協 議 の 進 捗 状 況 は。
- ③ 林 業 振 興 と 担 い 手 雇 用 対 策 は。
- ④ 道 東 道 開 通 と 冬 季 観 光 対 策 は。
- ⑤ 反 収 増 に つ な が る 基 盤 整 備 を 重 点 に 取 り 組 む。
- ⑥ 牧 場 の 運 営 は 2 0 1 3 年 を

めどに指定管理者制度に向け、農協と協議を進めている。

③ 民有林造林促進事業を実施。

④ 冬季観光客誘致促進協議会に対し、情報発信、P R 経費、降雪機導入の支援。

健康診査の充実と医療費軽減について

伊東 久子 議員



- ①生活習慣病の早期発見の取り組みは。
- ②疾病分類と分析は。
- ③国民皆保険から50年経過するが、年々増加する医療費と

保険税の今後について。

④国民健康保険の広域連合は考えられないか。

- ①平成21年度は、受診率41.7%。前年対比で若干プラス。更に指導の努力をする。
- ②生活習慣病が多くを占めている。
- ③医療費は急速な高齢化、医療技術の進歩等により全国的に増加傾向。加入者の負担が増えないように努力したい。
- ④制度運営の責任は都道府県が行う事として国に要望している。

平成23年度の財政状況と有効活用のため

山本 和子 議員



- ①当初予算より普通地方交付税など自由に使えるお金が

約1億6千万円増えていると思うが、平成23年度の財政状況について。

②今年度は公園の整備や公営住宅の玄関の修理など行ってほしい。

③来年度は住宅リフォーム助成、スポーツセンタートイレの改築などに活用すべき。

- ①前年に比べて、0.6%減。今後の交付税は不透明。
- ②遊具は年内に修繕や塗装を行う。公営住宅は随時修繕。
- ③最大限実施に向け検討。

介護保険、三愛サービスの充実を

山本 和子 議員

- ①要支援者のサービスを新制度の総合事業に移すと、十分なサービスができない。今までのように、介護保険の中で行うべき。
- ②介護保険の基金は、平成22年度に約7500万円だったが、これを繰り入れて保険料を引き下げすべきである。

- ③高齢者の要望を聞き、介護予防事業、三愛サービスの充実を図るべきである。
- ④従来どおりのサービスが受けられるように支援したい。
- ⑤介護保険料の算定に従い検討する。
- ⑥策定委員会で検討していきたい。

第7回臨時議会 10月7日

平成23年第7回臨時会は10月7日に招集され、同日に閉会しました。審議された内容は次のとおりです。

一般議案

■平成23年被表彰者の決定について

石川正裕前議長および大内輝夫前議員など、個人6名2団体に町功労者表彰をするため可決しました。

※表彰された方の詳しい経歴等については、今月号の広報かみしほろ内に掲載しております。

■工事請負契約の締結について

地方自治法に基づき、町道ナイタイ・幌鹿(ナイタイ高原地区)改良工事の請負契約を川村組と5659万5千円で締結するため可決しました。

第8回臨時議会 11月4日

平成23年第8回臨時会は11月4日に招集され、同日に閉会しました。審議された内容は次のとおりです。

条例

■上士幌町原発いらない町づくり条例の制定について

かみしほろ5000本のひまわりの会より直接請求のあった条例制定案について、継続審査とし、直接請求の条例制定審査特別委員会を設置、委員会付託となりました。

上士幌町原発いらないまちづくり条例 (案)

上士幌町の豊かな大地は、ここで暮らす住民全てにとって、なにもにも代え難い貴重な財産であり、これからもここで暮らし続ける子供たちに守り残していくべきものである。

町の大地と、それを担う次世代の子供たちに禍根を残さぬよう、できる限り速やかに原発の停炉、そして廃炉を目指すために「原発いらないまちづくり」を進めていくことで、未来にわたって安心安全に暮らせる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的) 第1条 この条例は、町の大地と、それを担う次世代の子供たちに禍根を残さぬよう「原発いらないまちづくり」を進めていくことで、未来にわたって安心安全に暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に居住し、または通勤し、もしくは通学する者をいう。

(2) 事業者 町内で事業活動を行う全ての者をいう。

(3) 原発 電気事業法、原子力基本法核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に拠り、日本国内に設置されている商用原子力発電所をいう。

(基本理念) 第3条 「原発いらないまちづくり」を推進するために以下の各号に関して取組んでいくものとする。そのために町、町民、及び事業者が互いに理解、協力、連携して進めていくことが望ましい。

(1) 「原発いらないまちづくり」の第一歩として、少しでも原発への依存度を減らしていくため、町と住民の節電意識を高め、実践していく。

(2) 原発によるエネルギーからの脱却を推進するために、再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマス燃料など)の導入を奨励、補助していく。

(3) 現在稼働中の泊原発及び全国の原発の早期停炉、何年か後を目標とする完全廃炉のために、速やかな再生エネルギーへの転換を国、北海道及び関係機関に要望していく。

(4) 「原発いらないまち」として、商用、研究用を問わず放射性物質を扱ういかなる施設の誘致及び参画を行わない。

(町の責務) 第4条 町は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という)に基づき、施策を実施するよう努力する。

(町民の責務) 第5条 町民及び事業者は、この条例の「基本理念」に基づき町が実施する施策に協力し、未来にわたって安心安全に暮らせる地域社会の実現に向けて努力する。

(計画の策定等) 第6条 町は、この条例に基づく施策を実施するために計画を策定する。その際町民及び事業者も参画できるよう、町民及び事業者との意見を交換する場を設けるものとする。

(情報の公開) 第7条 町は、原発廃炉までの間、町民の安心と安全を守るために国、北海道及び関係機関から情報の提供を受け、町民に公開するものとする。

第2章 補則

(委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

かみしほろ5000本のひまわりの会(代表 安藤御史氏、秋田裕夢氏、木村美香氏)より上記条例制定についての直接請求がありました

ぎが、日誌

- 【9月】
- 2日◆議会運営委員会
 - 6日◆第6回議会定例会
 - 9日◆決算審査特別委員会
 - 14日◆総務文教厚生常任委員会
 - 15日◆産業経済建設常任委員会
 - 16日◆議会運営委員会
 - 27日◆第6回議会定例会
 - ◆議会だより編集特別委員会

- 【10月】
- 4日◆議会運営委員会
 - 7日◆第7回議会臨時会
 - 20日◆十勝町村議会議長会議員研修
- 【11月】
- 1日◆議会運営委員会
 - 4日◆第8回議会臨時会
 - ◆直接請求の条例制定審査特別委員会
 - ◆産業経済建設常任委員会
 - 11日◆直接請求の条例制定審査特別委員会

- 平成23年9月～11月分
- 15日◆町議会議長全国大会(東京、議長)
 - 17日◆産業経済建設常任委員会公開公共事業調査(町内)
 - ◆産業経済建設常任委員会
 - 18日◆直接請求の条例制定審査特別委員会
 - 21日◆産業経済建設常任委員会所管事務調査(道内、23日まで)
 - 25日◆直接請求の条例制定審査特別委員会
 - ◆全員協議会
 - ◆総務文教厚生常任委員会

議会だより編集特別委員会

委員	委員	副委員長	委員長	議長
中村	山本	角田	山本	杉山
保弘	久和	幸一	和子	昭